

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2016年2月10日
- 【発行者名】 UBS ETF・シキャブ
(UBS ETF)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
(Member of the Board of Directors, Andreas Haberzeth)
取締役副会長 フランク・ミュゼル
(Vice-Chairman, Board of Directors, Frank Müsel)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルク市 キルシュベルク地区L-1855 J.F.ケネディ通り49番地
(49, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平川 修
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 飛岡 和明
同 菊地 諒
- 【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03(6888)1000
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)
UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)
UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)
UBS ETF 欧州株(MSCIヨーロッパ)
UBS ETF 英国大型株100(FTSE 100)
UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株)
UBS ETF MSCIアジア太平洋株(除く日本)
UBS ETF スイス株(MSCIスイス20/35)
UBS ETF 英国株(MSCI英国)
UBS ETF 米国株(MSCI米国)
*上記名称は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の名称である。
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
- (1) UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)
当初設定日(2015年3月17日)
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間(2015年3月18日から2016年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (2) UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)
当初設定日(2015年3月17日)
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間(2015年3月18日から2016年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (3) UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)
当初設定日(2015年3月17日)
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間(2015年3月18日から2016年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。

- (4) UBS ETF 欧州株（MSCIヨーロッパ）
当初設定日（2015年3月17日）
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (5) UBS ETF 英国大型株100（FTSE 100）
当初設定日（2015年3月17日）
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (6) UBS ETF 欧州通貨圏小型株（MSCI EMU小型株）
当初設定日（2015年3月17日）
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (7) UBS ETF MSCIアジア太平洋株（除く日本）
当初設定日（2015年3月17日）
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (8) UBS ETF スイス株（MSCIスイス20/35）
当初設定日（2015年3月17日）
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (9) UBS ETF 英国株（MSCI英国）
当初設定日（2015年3月17日）
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (10) UBS ETF 米国株（MSCI米国）
当初設定日（2015年3月17日）
474,120,000円を上限とする。
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。

* 上記金額は、届出の対象とした募集（売出）有価証券信託受益証券の金額である。
* なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

（注）本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有する。

本信託	信託契約に基づき受託されたETF投資証券を信託財産とする信託を意味する。
営業日	ルクセンブルクにおける各通常銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間で営業を行っている各日）を意味する。ただし、各法定外休日および各サブファンドが投資を行う主要国の証券取引所の休業日またはサブファンドの投資の50%以上を適切に評価できない日を除く。
現金償還手数料	サブファンドのETF投資証券が本投資法人の資産から現金に償還される場合に、投資主が償還の利益の中から本投資法人に対して支払う手数料を意味する。
ETF投資証券	SIXスイス証券取引所および/または本投資法人のウェブサイト(www.ubs.com/etf)において示されるその他の証券取引所に上場されている、本投資法人のサブファンドのいずれかのクラスの投資証券を意味する。
ルクセンブルク	ルクセンブルク大公園を意味する。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月27日に提出した有価証券届出書（平成27年5月22日付、同年8月10日付及び同年9月29日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）につき、発行者の定款の変更及び関係法人の名称の変更等に伴い、記載内容の一部を訂正するとともに、添付書類を差し替えるものであります。

2【訂正内容】

(注) 下線は訂正箇所を示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

(注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有する。

(中略)

営業日 ルクセンブルクにおいて銀行および金融機関が営業を行なっている各日を意味する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有する。

(中略)

営業日 ルクセンブルクにおける各通常銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間で営業を行っている各日）を意味する。ただし、各法定外休日および各サブファンドが投資を行う主要国の証券取引所の休業日またはサブファンドの投資の50%以上を適切に評価できない日を除く。

(後略)

第一部【証券情報】

<訂正前>

(前略)

本ルクセンブルクETF投資証券の形態

本信託の信託財産である本ルクセンブルクETF投資証券に関して、券面は発行されず、無記名式や記名式の別はありません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

本ルクセンブルクETF投資証券の形態

本信託の信託財産である本ルクセンブルクETF投資証券に関して、券面は発行されません。また、ETF投資証券はすべて記名式で発行されます。

(後略)

第二部【ファンド情報】

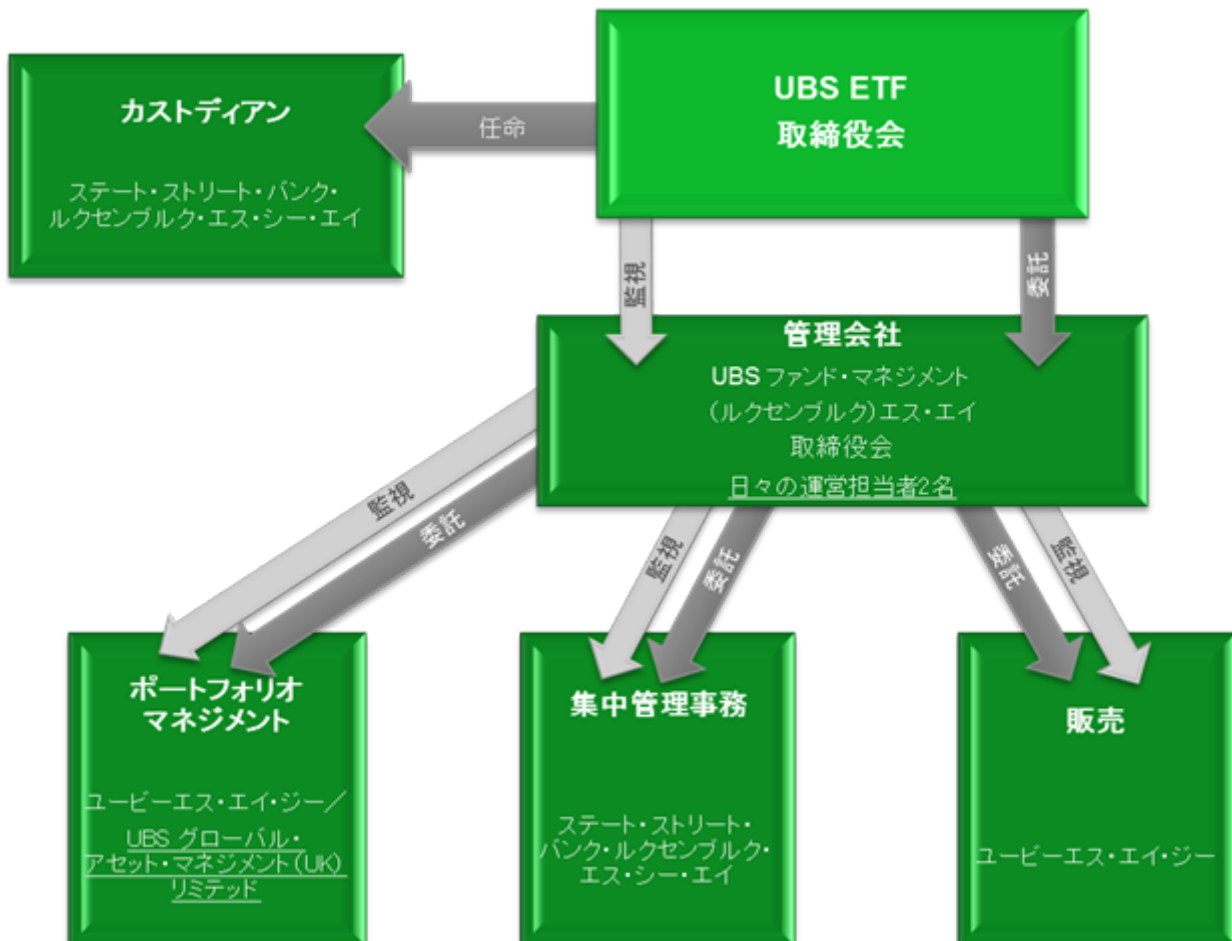
第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(3)【外国投資法人の仕組み】

<訂正前>

外国投資法人の仕組み



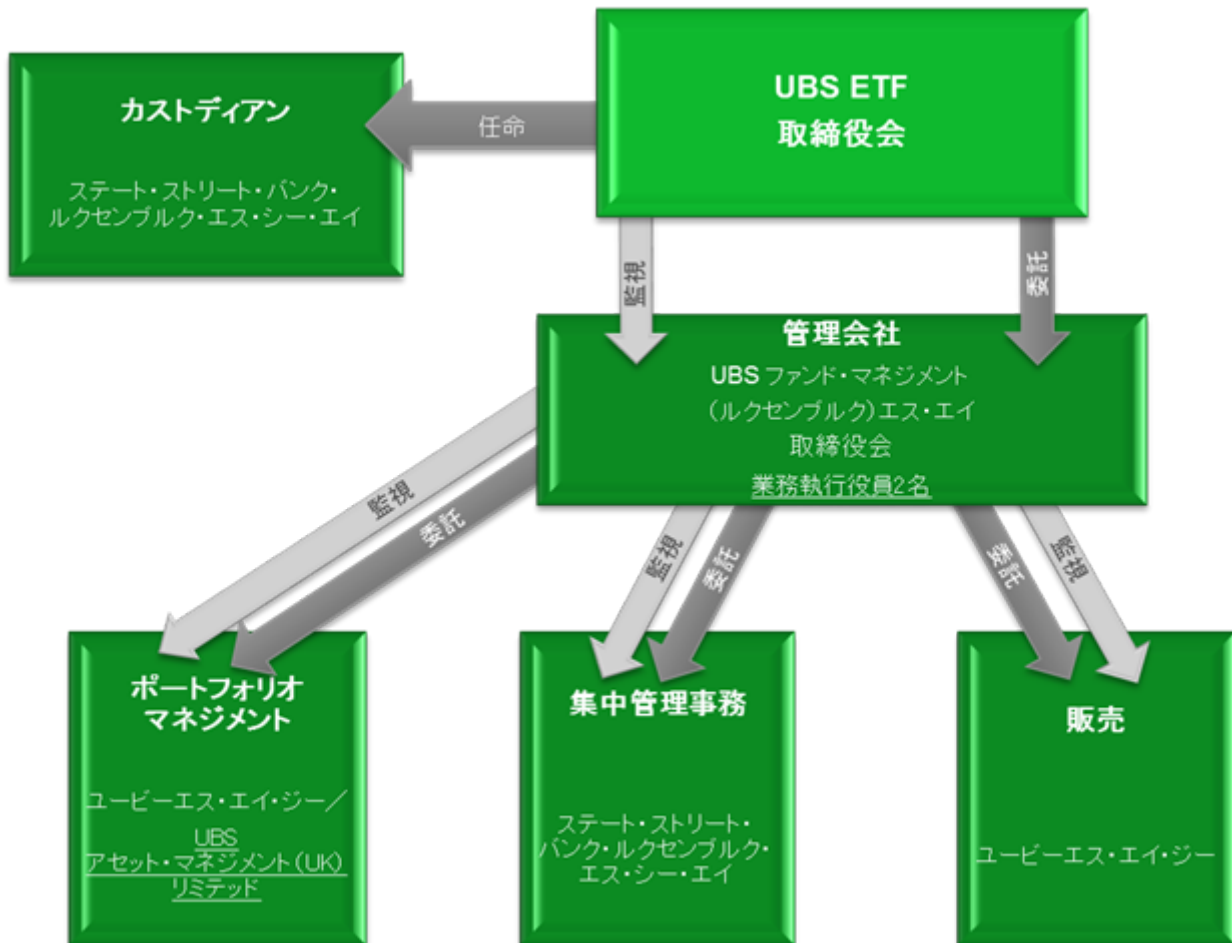
本投資法人および本ファンドの関係法人の名称、本ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイ （UBS Fund Management （Luxembourg） S.A.）	管理会社	2012年5月4日、本投資法人は、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイ（「管理会社」）との間で管理会社契約を締結し、2010年法に準拠し、同法の範囲内で本投資法人の管理会社として行われ、かつ、管理会社契約に詳述される内容の業務を提供する者として管理会社を任命した。 ルクセンブルクの規制当局（「CSSF」）の行政実務により、管理会社は本投資法人の日々の運営に責任を負うが、すべての管理業務（すなわち、ポートフォリオ管理、事務手続、マーケティング、リスク管理）をサービス提供者に委託する場合は、当該サービス提供者を監視する責任を負う。 日々の管理業務の範囲に含まれない業務（特にすべての戦略的決定等）については、本投資法人（すなわち、本投資法人の取締役会）が、引き続きそのすべてに責任を負う。
UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド （UBS Global Asset Management （UK） Ltd）	ポートフォリオ・マネージャー	ポートフォリオ管理契約 管理会社は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。 ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。
ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ） （UBS AG, UBS Global Asset Management, Basel and Zurich）	ポートフォリオ・マネージャー	ポートフォリオ管理契約 管理会社は、ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）（「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。 ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。

（後略）

<訂正後>

外国投資法人の仕組み



本投資法人および本ファンドの関係法人の名称、本ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイ （UBS Fund Management （Luxembourg） S.A.）	管理会社	2012年5月4日、本投資法人は、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイ（「管理会社」）との間で管理会社契約を締結し、2010年法に準拠し、同法の範囲内で本投資法人の管理会社として行われ、かつ、管理会社契約に詳述される内容の業務を提供する者として管理会社を任命した。 ルクセンブルクの規制当局（「CSSF」）の行政実務により、管理会社は本投資法人の日々の運営に責任を負うが、すべての管理業務（すなわち、ポートフォリオ管理、事務手続、マーケティング、リスク管理）をサービス提供者に委託する場合は、当該サービス提供者を監視する責任を負う。 日々の管理業務の範囲に含まれない業務（特にすべての戦略的決定等）については、本投資法人（すなわち、本投資法人の取締役会）が、引き続きそのすべてに責任を負う。
UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド （UBS Asset Management（UK） Ltd）	ポートフォリオ・マネージャー	ポートフォリオ管理契約 管理会社は、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。 ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。
ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ） （UBS AG、 UBS Asset Management, Basel and Zurich）	ポートフォリオ・マネージャー	ポートフォリオ管理契約 管理会社は、ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）（「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。 ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。

（後略）

（４）【外国投資法人の機構】

<訂正前>

本投資法人の統制に関する情報

（中略）

取締役会の権限

取締役会には、定款で決定される投資方針に基づき、本投資法人の目的の範囲においてすべての管理処分行為を遂行するために最大限の権限が付与される。

法律または定款が投資主総会に明示的に留保していない権限は、取締役会の権限の範囲内である。

本投資法人は、ルクセンブルグ集団投資事業に関する2010年法の附属書II（随時行われる改正を含む。）に記載される集団運用業務を遂行するため、集団投資事業に関する2010年法第13章（随時行われる改正を含む。）に従う運用会社を任命することができる。

以下の契約を終了しまたはその大部分を変更する旨の決議は、定款記載の方法により投資主総会がこれを承認しなければならない。

* 本投資法人、本投資法人が法律の定める範囲で任命した各運用会社及びUBS ETFアドバイザー・ホールディングス・エス・エイ（ルクセンブルグ）との間で締結された投資顧問契約

* 本投資法人、本投資法人が法律の定める範囲で任命した各運用会社及びUBSアセット・マネジメント・リミテッド（ロンドン）との間で締結されたポートフォリオ運用契約

* 本投資法人、本投資法人が法律の定める範囲で任命した各運用会社及びユービーエス・エイ・ジー（パーゼル/チューリッヒ）との間で締結された販売契約

（中略）

総会

（中略）

投資主は、取締役会の請求があった場合に、投資主名簿上の投資主の住所に所在する各登録投資主に宛てて会議の8日前までに送付される、議事を記載した通知に基づいて会合する。登録投資主に対する当該通知の送付は、会議の正当な理由を示すものであることを要しない。投資主の書面による請求により会議が招集される場合を除き（この場合、取締役会は、議事補足資料を作成することができる。）、議事は取締役会が作成する。

また、無記名式投資証券が発行される場合、招集通知は、法律が規定するところに従い、メモリアルC 会社公告集（Memorial C, Recueil des Sociétés et Associations）、1または複数のルクセンブルグの新聞及び取締役会が決定するその他の新聞に公告する。

（中略）

本投資法人の運営機構に関する情報

2012年5月4日、本投資法人は、2010年法に準拠し、同法の範囲内で本投資法人の管理会社として行為する者として管理会社を任命した。概要としては、管理会社は本投資法人の日々の運営に責任を負うが、すべての管理業務（すなわち、ポートフォリオ管理、事務手続、マーケティング、リスク管理）をサービス提供業者に委託する場合は、当該サービス提供業者を監視する責任を負う。

日々の管理業務の範囲に含まれない業務（特にすべての戦略的決定等）については、本投資法人（すなわち、本投資法人の取締役会）が、引き続きそのすべてに責任を負う。

管理会社は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド及びユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント（パーゼル・チューリッヒ）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。

（後略）

<訂正後>

本投資法人の統制に関する情報

(中略)

取締役会の権限

取締役会には、定款で決定される投資方針に基づき、本投資法人の目的の範囲においてすべての管理処分行為を遂行するために最大限の権限が付与される。

法律または定款が投資主総会に明示的に留保していない権限は、取締役会の権限の範囲内である。

本投資法人は、ルクセンブルグ集団投資事業に関する2010年法の附属書II(随時行われる改正を含む。)に記載される集団運用業務を遂行するため、集団投資事業に関する2010年法第13章(随時行われる改正を含む。)に従う運用会社を任命することができる。

(中略)

総会

(中略)

投資主は、取締役会の請求があった場合に、投資主名簿上の投資主の住所に所在する各登録投資主に宛てて会議の8日前までに送付される、議事を記載した通知に基づいて会合する。登録投資主に対する当該通知の送付は、会議の正当な理由を示すものであることを要しない。投資主の書面による請求により会議が招集される場合を除き(この場合、取締役会は、議事補足資料を作成することができる。)、議事は取締役会が作成する。

(中略)

本投資法人の運営機構に関する情報

2012年5月4日、本投資法人は、2010年法に準拠し、同法の範囲内で本投資法人の管理会社として行為する者として管理会社を任命した。概要としては、管理会社は本投資法人の日々の運営に責任を負うが、すべての管理業務(すなわち、ポートフォリオ管理、事務手続、マーケティング)をサービス提供者に委託する場合は、当該サービス提供者を監視する責任を負う。

日々の管理業務の範囲に含まれない業務(特にすべての戦略的決定等)については、本投資法人(すなわち、本投資法人の取締役会)が、引き続きそのすべてに責任を負う。

管理会社は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド及びユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)との間でポートフォリオ管理契約を締結している。

(後略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(前略)

各サブファンド

(中略)

(h)UBS ETF MSCI スイス20/35 UCITS ETF クラスA-分配型

投資目的

UBS ETF MSCIスイス20/35 UCITS ETF サブファンドは、「MSCIスイス20/35インデックス」の価格・利益パフォーマンス(経費控除前)(本サブファンドの「本指数」と連動することを目的とする。

(後略)

<訂正後>

（前略）

各サブファンド

（中略）

(h)UBS ETF MSCI スイス20/35 UCITS ETF クラスA-分配型

投資目的

UBS ETF MSCIスイス20/35 UCITS ETF サブファンドは、「MSCIスイス20/35インデックス(ネットリターン)」の価格・利益パフォーマンス（経費控除前）（本サブファンドの「本指数」）と連動することを目的とする。

（後略）

第3 【外国投資証券事務の概要】

<訂正前>

（前略）

(iii) 譲渡制限

（中略）

4 非適格者が単独でまたは他者ととも受益権者であると本投資法人が思料する場合には、通知後30日以内に投資証券を売却すること、また売却を証するものを本投資法人に提出することを当該投資主に指示すること。当該投資主が指示に従わない場合には、本投資法人は、以下の方法により、その保有するすべての投資証券を当該投資主から強制償還し、または償還させることができる。

a) 本投資法人は、当該投資証券を保有しているかまたは投資主名簿に買戻しが行われる投資証券にかかる投資主として記載されている投資主宛てに、上記のとおり買い戻される投資証券、買戻価格の計算方法及び買戻人の氏名を記載した別の通知（「買戻通知」）を送付する。

当該通知は、本投資法人に通知されているまたは本投資法人の帳簿に記載されている最終の住所に所在する当該投資主宛ての当該通知を書留郵便使用封筒に入れて投函することにより、当該投資主宛てに送付することができる。当該投資主は、買戻通知に記載された投資証券を表章する券面を本投資法人に直ちに引き渡さなければならない。

買戻通知に記載する日の営業時間終了直後に、当該投資主は、当該通知に記載する投資証券の所有者でなくなり、記名式投資証券の場合には、当該投資主の氏名が投資主名簿から抹消され、無記名式投資証券の場合には、当該投資証券を表章する証券が消却される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(iii) 譲渡制限

（中略）

4 非適格者が単独でまたは他者ととも受益権者であると本投資法人が思料する場合には、通知後30日以内に投資証券を売却すること、また売却を証するものを本投資法人に提出することを当該投資主に指示すること。当該投資主が指示に従わない場合には、本投資法人は、以下の方法により、その保有するすべての投資証券を当該投資主から強制償還し、または償還させることができる。

a) 本投資法人は、当該投資証券を保有しているかまたは投資主名簿に買戻しが行われる投資証券にかかる投資主として記載されている投資主宛てに、上記のとおり買い戻される投資証券、買戻価格の計算方法及び買戻人の氏名を記載した別の通知（「買戻通知」）を送付する。

当該通知は、本投資法人に通知されているまたは本投資法人の帳簿に記載されている最終の住所に所在する当該投資主宛ての当該通知を書留郵便使用封筒に入れて投函することにより、当該投資主宛てに送付することができる。当該投資主は、買戻通知に記載された投資証券を表章する券面を本投資法人に直ちに引き渡さなければならない。

買戻通知に記載する日の営業時間終了直後に、当該投資主は、当該通知に記載する投資証券の所有者でなくなり、当該投資主の氏名が投資主名簿から抹消される。

（後略）

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

2 【役員状況】

<訂正前>

(前略)

氏名	役職名	略歴	所有投資口のシリーズ、クラスおよび数
クレメンス・ロイター (Clemens Reuter)	取締役 会長	ロイター氏は2011年にUBS ETF部門担当ヘッドとしてUBSグローバル・アセット・マネジメントに入社した。前職ではSIXスイス証券取引所のメンバー・リレーションズ部門担当ヘッドとしてETF部門の創設と発展に尽力した。ロイター氏は1990年にドイツ銀行（デュッセルドルフ）に入社し、金融サービス業界におけるキャリアをスタートさせた。ワコピア証券（ジョージア州アトランタ）の機関投資家向け米国株式営業担当副社長として米国での勤務経験も有する。2000年にSIXスイス証券取引所に入社する前はクレディ・スイス・ファースト・ポストンのロンドン、ニューヨークおよびチューリッヒの各トレーディング・デスクの外国証券取引所営業部門に勤務した。	0口
フランク・ミュゼル (Frank Müsel)	取締役 副会長	ミュゼル氏は2001年にUBS ETF部門にてアナリストとして勤務するべくUBSグローバル・アセット・マネジメントに入社し、2004年には商品管理業務に異動した。2014年以降はETFのプラットフォーム管理を担当するプロダクト・スペシャリストとして勤務している。UBS入社前はSEB銀行（フランクフルト）のコレス銀行・決済（オプションおよび先物）部門において複数の役職を経験した。	0口
イアン・アッシュメント (Ian Ashment)	取締役	アッシュメント氏は1987年よりUBSグローバル・アセット・マネジメントに勤務し、同年より資産運用部門において様々な職務を経験している。1995年には上級ファンド・マネージャーとなり、2009年以降はストラクチャード・ベータ&インデックス（SB&I）部門担当ヘッドを務めている。アッシュメント氏はSB&I部門においてETFおよびストラクチャード・ファンド全般を統括しており、運用資産は760億米ドルを超える（2011年9月30日現在）。	0口

<p>アンドレアス・ハーバーツェト (Andreas Haberzeth)</p>	取締役	<p>ハーバーツェト氏は2009年12月にUBSグローバル・アセット・マネジメントに入社し、スイス、アイルランドおよびルクセンブルク籍の完全複製および合成複製ETFの運営全般を統括するUBS ETFオペレーション部門担当ヘッドを務めている。UBS入社前はデカ銀行(ドイチェ・ジロツェントラーレ)のETF取引サポート・データ品質管理部門担当ヘッドであった。それ以前はアクサ・インベストメント・マネージャーズ・ドイチェランド・ゲーエムベーハーにおいて運営サポート・サービス管理部門担当ヘッドを務めていた。</p>	0口
---	-----	--	----

<訂正後>

(前略)

氏名	役職名	略歴	所有投資口のシリーズ、クラスおよび数
<p>クレメンス・ロイター (Clemens Reuter)</p>	取締役 会長	<p>ロイター氏は2011年にUBS ETF部門担当ヘッドとしてUBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)に入社した。前職ではSIXスイス証券取引所のメンバー・リレーションズ部門担当ヘッドとしてETF部門の創設と発展に尽力した。ロイター氏は1990年にドイツ銀行(デュッセルドルフ)に入社し、金融サービス業界におけるキャリアをスタートさせた。ワコビア証券(ジョージア州アトランタ)の機関投資家向け米国株式営業担当副社長として米国での勤務経験も有する。2000年にSIXスイス証券取引所に入社する前はクレディ・スイス・ファースト・ポストンのロンドン、ニューヨークおよびチューリッヒの各トレーディング・デスクの外国証券取引所営業部門に勤務した。</p>	0口
<p>フランク・ミュゼル (Frank Müsel)</p>	取締役 副会長	<p>ミュゼル氏は2001年にUBS ETF部門にてアナリストとして勤務するべくUBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)に入社し、2004年には商品管理業務に異動した。2014年以降はETFのプラットフォーム管理を担当するプロダクト・スペシャリストとして勤務している。UBS入社前はSEB銀行(フランクフルト)のコレレス銀行・決済(オプションおよび先物)部門において複数の役職を経験した。</p>	0口
<p>イアン・アッシュメント (Ian Ashment)</p>	取締役	<p>アッシュメント氏は1987年よりUBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)に勤務し、同年より資産運用部門において様々な職務を経験している。1995年には上級ファンド・マネージャーとなり、2009年以降はストラクチャード・ベータ&インデックス(SB&I)部門担当ヘッドを務めている。アッシュメント氏はSB&I部門においてETFおよびストラクチャード・ファンド全般を統括しており、運用資産は760億米ドルを超える(2011年9月30日現在)。</p>	0口

<p>アンドレアス・ハーバーツェト (Andreas Haberzeth)</p>	<p>取締役</p>	<p>ハーバーツェト氏は2009年12月にUBS グローバル・アセット・マネジメント（現UBSアセット・マネジメント）に入社し、スイス、アイルランドおよびルクセンブルク籍の完全複製および合成複製ETFの運営全般を統括するUBS ETFプラットフォーム管理部門担当ヘッドを務めている。UBS入社前はデカ銀行（ドイチェ・ジロツェントラーレ）のETF取引サポート・データ品質管理部門担当ヘッドであった。それ以前はアクサ・インベストメント・マネージャーズ・ドイチェランド・ゲーエムベーハーにおいて運営サポート・サービス管理部門担当ヘッドを務めていた。</p>	<p>0口</p>
---	------------	---	-----------

5 【その他】

(2) 【事業の譲渡または事業の譲受け】

<訂正前>

サブファンドの清算および合併

何らかの理由により、あるサブファンドの純資産総額またはあるサブファンド内のクラスの純資産価額が経済的に有効な方法で運用される当該サブファンドもしくは当該クラスの最低水準として取締役会が決定する金額を下回り、もしくはこれに達しなかった場合、政治情勢、経済情勢もしくは金融情勢に重要な変化がある場合、または経済的合理化を実施するために、取締役会は、評価時間において計算される1口当たり純資産価額（投資の実際の実現価格及び実現費用を考慮する。）で当該クラスの投資証券をすべて償還することを決定することができる。かかる決定は、引受/償還手数料（現金償還の場合は現金償還手数料）、名義書換手数料及び発生した清算費用の按分割合を差し引いて実施される。本投資法人は、強制償還の効力発生日前に、該当のクラスの投資証券の投資主に対して償還理由及び償還手続を記載した通知を送付する。記名式投資証券の投資主には書面で通知する。本投資法人は、無記名式投資証券の投資主に対しては、取締役会が決定する新聞に通知を公告することにより通知する。

（中略）

償還の実施により受益者に分配することができない資産は、その後9ヶ月間カストディアンに預託され、その後、当該資産に対して権利を有する者のために供託金庫（Caisse de Consignations）に預託される。

（後略）

<訂正後>

サブファンドの清算および合併

何らかの理由により、あるサブファンドの純資産総額またはあるサブファンド内のクラスの純資産価額が経済的に有効な方法で運用される当該サブファンドもしくは当該クラスの最低水準として取締役会が決定する金額を下回り、もしくはこれに達しなかった場合、政治情勢、経済情勢もしくは金融情勢に重要な変化がある場合、または経済的合理化を実施するために、取締役会は、評価時間において計算される1口当たり純資産価額（投資の実際の実現価格及び実現費用を考慮する。）で当該クラスの投資証券をすべて償還することを決定することができる。かかる決定は、引受/償還手数料（現金償還の場合は現金償還手数料）、名義書換手数料及び発生した清算費用の按分割合を差し引いて実施される。本投資法人は、強制償還の効力発生日前に、該当のクラスの投資証券の投資主に対して償還理由及び償還手続を記載した通知を送付する。本投資法人は、清算の効力発生日前に、取締役会が決定する新聞に通知を公告すること並びに/又は投資主に通知を送付しかつ/若しくはその他の手段により通信することにより、ルクセンブルグの法令上要求されるか、その他取締役会が適切であると思料する範囲で投資主に通知する。

（中略）

償還の実施により受益者に分配することができない資産は、当該資産に対して権利を有する者のために供託金庫（Caisse de Consignations）に預託される。

（後略）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(2)【保管】

<訂正前>

ETF投資証券の所有権および決済

ETF投資証券はすべて無記名式で発行され、グローバル証券により表章される主要決済システムにおいて保有される。

(後略)

<訂正後>

ETF投資証券の所有権および決済

ETF投資証券はすべて記名式で発行され、主要決済システムにおいて保有される。

(後略)

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

<訂正前>

(前略)

(vi)報告を受ける権利

(中略)

2.閲覧可能な書類

以下の書類のコピーは、営業日の通常営業時間内であれば無料で本投資法人の登記簿上の事務所49, Avenue J.F.Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourgおよび管理会社の登記簿上の事務所33A, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourgそれぞれにおいて閲覧可能であり、サブファンドにかかる目論見書および財務報告書のコピーもまた無料で同各所在地にて入手可能である。

a)本投資法人および管理会社の定款

b)本投資法人とカストディアンであるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイとの間の合意

c)本投資法人、管理会社および管理事務代行会社としてのステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイとの間の合意

d)それぞれポートフォリオ・マネージャーである管理会社、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド及びユービーエス・エイ・ジーとの間の合意

(後略)

<訂正後>

(前略)

(vi)報告を受ける権利

(中略)

2.閲覧可能な書類

以下の書類のコピーは、営業日の通常営業時間内であれば無料で本投資法人の登記簿上の事務所49, Avenue J.F.Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourgおよび管理会社の登記簿上の事務所33A, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourgそれぞれにおいて閲覧可能であり、サブファンドにかかる目論見書および財務報告書のコピーもまた無料で同各所在地にて入手可能である。

a)本投資法人および管理会社の定款

b)本投資法人とカストディアンであるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイとの間の合意

c)本投資法人、管理会社および管理事務代行会社としてのステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイとの間の合意

d)それぞれポートフォリオ・マネージャーである管理会社、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド及びユービーエス・エイ・ジーとの間の合意

(後略)

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(4)【役員の状況】

<訂正前>

(前略)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
アンドレアス・シュラッター (Andreas Schlatter)	取締役会長	<p>シュラッター氏はUBSグローバル・アセット・マネジメントのディストリビューション部門担当グローバル・ヘッドを務め、全世界の顧客サービスおよび顧客対応モデルを統括し、法人、機関投資家、ソブリン、コンサルタントおよびUBSウェルス・マネジメントのチャンネルを顧客としている。シュラッター氏はUBSグローバル・アセット・マネジメント執行委員会の委員と、UBSの部門横断的なスイスおよびEMEA地域経営委員会の委員を兼務している。</p> <p>2008年から2014年まではスイス担当ヘッドとしてスイスの機関投資家および法人向け事業全般の運営・開発を担当していた。</p> <p>シュラッター氏は1996年にクライアント・リレーションシップ・マネージャーとしてUBSに入社してスイスの大手機関投資家顧客の担当となったが、同時に、アセット・アロケーション部門向けの定量化ツールの開発にも携わった。1999年にクライアント・リレーションシップ管理部門担当ヘッドに就任した後、2001年にはスイス機関投資家向け事業を引き継いだ。</p>	0口
マーティン・トーマン (Martin Thommen)	取締役	<p>トーマン氏はUBS投資信託事業の責任者である。業務内容には、UBS投資信託の商品開発、商品管理、マーケティングおよび社内営業が含まれる。トーマン氏はUBSファンド・マネジメント(ルクセンブルク)エス・エイの取締役を務めている。</p> <p>トーマン氏は1982年に旧スイス銀行コーポレーションに入社して金融業界でのキャリアをスタートさせ、キャリアの大部分を資産運用および投資信託業界で過ごした。投資信託業界における経験は30年を超え、欧州で最も経験豊富なファンド・スペシャリストの1人である。</p> <p>トーマン氏はスイス投資信託協会(SFAMA)の理事と欧州投資信託協会(EFAMA)の理事も兼務している。</p>	0口

<p>ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)</p>	<p>取締役</p>	<p>シントゲン氏は、<u>UBSグローバル・アセット・マネジメン</u>が設計および設定したルクセンブルク籍投資信託の管理会社であるUBSファンド・マネジメン(<u>ルクセンブルク</u>)<u>エス・エイ</u>の経営責任者である。シントゲン氏はかかる役職においてUBSファンド・マネジメン(<u>ルクセンブルク</u>)<u>エス・エイ</u>および同社が管理する投資信託が抱えるおそれのあるリスクを特定、評価および監視し、適切なリスク管理が実施されるよう確保する責任を負う。</p> <p>シントゲン氏は1995年にUBSに入社し、1999年にマネジメン・サービス部門ヘッドに任命され、法務、企業会計および財務管理、人事ならびに商品管理を担当した。1999年以降はUBSファンド・サービスズ(<u>ルクセンブルク</u>)<u>エス・エイ</u>の執行取締役を務め、2001年からはルクセンブルク籍のUBS投資信託の取締役を兼務している。現職には2010年7月に就任した。</p> <p>UBSに入社する前はバンク・ジェネラルド・ルクセンブルク・エス・エイに15年間勤務し、投資銀行部門と投資信託部門の双方を担当していた。</p>	<p>0口</p>
<p>クリスチャン・イーベル (Christian Eibel)</p>	<p>取締役</p>	<p>イーベル氏はUBSグローバル・アセット・マネジメンのオペレーショナル・リスク管理部門担当ヘッドを務め、<u>同社の世界的なオペレーショナル・リスク管理の枠組みの継続的な開発、実施および管理</u>を担当している。</p> <p>イーベル氏はUBSグループ・オペレーショナル・リスク管理経営委員会の委員と、UBSグループ危機管理委員会の委員を兼務している。2008年にUBSグローバル・アセット・マネジメンのオペレーショナル・リスク・コントロール部門の担当になる前は、UBSウェルス・マネジメン部門のプラットフォームおよびツール戦略担当ヘッドを務めていた。それ以前はスイス投資サービス(エクイティ)担当ヘッドであった。</p> <p>イーベル氏は2002年にUBSに入社したが、それ以前は電子商取引にかかるソリューションやポートフォリオ管理ツールの独立コンサルタントであった。</p> <p>イーベル氏はUBSファンド・マネジメン・スイス・エイ・ジーおよびUBSファンド・マネジメン・ルクセンブルク・エス・エイの取締役も兼務している。</p>	<p>0口</p>

ヴァレリー・ベルナル (Valerie Bernard)	執行取締役	<p>ベルナル氏は、UBSグローバル・アセット・マネジメントが設計および設定したルクセンブルク籍投資信託の管理会社であるUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイの経営責任者である。ベルナル氏はかかる役職においてUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイおよび同社が管理する投資信託が抱えるおそれのあるリスクを特定、評価および監視し、適切なリスク管理が実施されるよう確保する責任を負う。</p> <p>ベルナル氏は、1997年1月にルクセンブルクにおいてプロダクト・コンプライアンス・オフィサーとしてUBSに入社した。1999年から2011年まではプロダクト・コントロール・ルクセンブルク担当ヘッドとして、投資信託価格の二次的管理や最終承認のほか、投資制限の監視を担当していた。ベルナル氏は2011年にUBSファンド・サービスズ（ルクセンブルク）エス・エイのNAV管理担当ヘッドに就任し、2013年より現職にある。</p> <p>UBS入社前は、1993年から1997年までデロイト・ルクセンブルクにおいて社外監査役として勤務し、投資信託、銀行および事業会社の監査を担当した。</p>	0口
---------------------------------	-------	--	----

<訂正後>

(前略)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
アンドレアス・シュラッター (Andreas Schlatter)	取締役会長	<p>シュラッター氏は数学博士号を取得している。シュラッター氏は現在、金融業界において独立委員会に加盟しており、大学では数学および物理学の講師を務めている。</p> <p>シュラッター氏はUBSグローバル・アセット・マネジメント（現UBSアセット・マネジメント）で、ディストリビューション部門担当グローバル・ヘッド（2014年から2015年まで）やスイス担当CEO（2009年から2014年まで）など、様々な上級職を務めた。シュラッター氏は、1996年の入社以来、UBSに勤務している。</p>	0口

<p>マーティン・トーマン (Martin Thommen)</p>	<p>取締役</p>	<p>トーマン氏はスイスおよび欧州のUBSウェルス・マネジメントへのUBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)の商品の流通の責任者である。 トーマン氏は1982年に旧スイス銀行コーポレーションに入社して金融業界でのキャリアをスタートさせた。 トーマン氏はキャリアの大部分を資産運用および投資信託業界で過ごした。投資信託業界における経験は34年に上り、欧州で最も経験豊富なファンド・スペシャリストの1人である。 トーマン氏はUBSファンド・マネジメント(ルクセンブルク)エス・エイの取締役、スイス投資信託協会(SFAMA)の理事および欧州投資信託協会(EFAMA)の理事も兼務している。 トーマン氏はスイス・バンキング・スクールを卒業した。</p>	<p>0口</p>
<p>ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)</p>	<p>取締役</p>	<p>シントゲン氏は、管理会社の経営責任者である。シントゲン氏はかかる役職において<u>管理会社</u>および同社が管理するルクセンブルク籍のUBS投資信託が抱えるおそれのあるリスクを特定、評価および監視し、適切なリスク管理が実施されるよう確保する責任を負う。 シントゲン氏は、金融業界において約35年間の経験を有している。 シントゲン氏は1995年にUBSに入社し、1999年にマネジメント・サービス部門ヘッドに任命され、法務、企業会計および財務管理、人事ならびに商品管理を担当した。1999年以降はUBSファンド・サービスズ(ルクセンブルク)エス・エイの執行取締役を務め、2001年からはルクセンブルク籍のUBS投資信託の取締役を兼務している。現職には2010年7月に就任した。 UBSに入社する前はバンク・ジェネラルド・ルクセンブルク・エス・エイに15年間勤務し、投資銀行部門と投資信託部門の双方を担当していた。 シントゲン氏は、ルクセンブルク大学センターのEUPED学位を取得している。</p>	<p>0口</p>

<p>クリスチャン・イーベル (Christian Eibel)</p>	<p>取締役</p>	<p>イーベル氏はUBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)・スイスのレギュラトリー・リスク管理部門担当ヘッドを務め、継続的なリスクの測定および緩和ならびに規制遵守の確保を担当している。</p> <p>それ以前は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)部門のオペレーショナル・リスク部門担当グローバル・ヘッドおよびUBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)・スイスのコンプライアンスおよびオペレーショナル・リスク・コントロール部門担当地域ヘッドを兼務していた。</p> <p>2008年にUBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)のオペレーショナル・リスク・コントロール部門の担当になる前は、UBSウェルス・マネジメント部門のプラットフォームおよびツール戦略担当ヘッドを務めていた。それ以前はスイス投資サービス(エクイティ)担当ヘッドであった。</p> <p>イーベル氏は2002年にUBSに入社したが、それ以前は電子商取引にかかるソリューションやポートフォリオ管理ツールの独立コンサルタントであった。イーベル氏は、投資業界において約15年間の経験を有している。</p> <p>イーベル氏はUBSファンド・マネジメント・スイス・エイ・ジーの取締役も兼務している。</p> <p>イーベル氏はアプライド・サイエンス大学(スイス)を卒業した。</p>	<p>0口</p>
--	------------	---	-----------

<p>パスカル・キスラー (Pascal Kistler)</p>	<p>取締役</p>	<p>キスラー氏は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)のジェネラル・カウンセルEMEAを務めている。キスラー氏はかかる役職において、資産運用サービスの全領域(従来型の資産運用、オルタナティブ(不動産、プライベート・エクイティおよびインフラを含む。)、投資商品の構造化および第三者への分配を含む。)について、欧州、中東およびアフリカ(EMEA)の法律部門を担当している。キスラー氏は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)EMEA地域経営委員会およびグローバル・ファンド・マネジメント委員会をはじめとする様々な委員会の委員を兼務している。</p> <p>キスラー氏は2011年に、リーガル・アセット・マネジメント・スイス部門担当ヘッドとしてUBSに入社した。キスラー氏は、2009年から2011年までは、クレディ・スイス・エイ・ジーのアドバイザリー・コントロール・グループ・アセット・マネジメント・スイス部門担当ヘッドを務めていた。かかる役職において、キスラー氏は、個人顧客事業の各国間の調整を含め、スイスにおける個人および機関投資一任業務を担当していた。</p> <p>キスラー氏は、2001年にチューリッヒ大学の法学博士号を取得し、証券取引および商法を専門としており、国際および欧州の商法の法学修士号を有している。</p> <p>キスラー氏は、UBSクリーン・エネルギー・インフラストラクチャー・スイス・イー・ジーの取締役も兼務している。</p>	<p>0口</p>
---------------------------------------	------------	--	-----------

<p>ヴァレリー・ベルナル (Valerie Bernard)</p>	<p>業務執行役員</p>	<p>ベルナル氏は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(現UBSアセット・マネジメント)が設計および設定したルクセンブルク籍投資信託の管理会社であるUBSファンド・マネジメント(ルクセンブルク)エス・エイの業務執行役員である。ベルナル氏はリスク・マネジャーの役職において投資リスクおよび管理会社の中核的業務の委任に起因するリスクに関連するあらゆるリスク監視業務の調整および監督を行っている。</p> <p>ベルナル氏は、1997年にUBSに入社し、1999年にUBSファンド・サービス(ルクセンブルク)エス・エイのプロダクト・コントロール部門担当ヘッドに任命され、投資制限、投資領域および商品の国内投資指針の遵守の監視などを担当し、2011年にUBSファンド・サービス(ルクセンブルク)エス・エイのNAV管理担当ヘッドに任命された。ベルナル氏は2013年8月より現職にある。</p> <p>UBS入社前は、デロイト・ルクセンブルクにおいて上級社外監査役を4年間務めた。</p> <p>ベルナル氏は、リエージュ大学(ベルギー)の経営管理学修士およびノーザンプトン大学(英国)の欧州ビジネス学修士を取得している。</p>	<p>0口</p>
---	---------------	---	-----------

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(a)UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(ポートフォリオ・マネージャー)

(中略)

事業の内容

UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、1981年2月19日付でイングランドにおいて設立され、英国において、金融行為規制機構より、金融サービスおよび投資運用業務にかかる認可および規制を受けている。UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの一事業グループであるUBSグローバル・アセット・マネジメントに属している。スイスのチューリッヒおよびバーゼルに本部を置くUBSは、個人、法人および機関投資家顧客に対してサービスを提供するグローバル企業であり、事業戦略として、投資銀行業務および資産運用業務に関するグローバルな専門知識と並んで、国際的なウェルス・マネジメント業務およびスイスにおける銀行業務を提供することに注力している。

(中略)

(b)ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)(ポートフォリオ・マネージャー)

(中略)

事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレイションおよびスイス・ユニオン銀行の全資産および負債を承継した銀行であり、その一部門であるUBSグローバル・アセット・マネジメントは、機関投資家向けの資産運用を行っている。

(後略)

<訂正後>

- (a) UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(ポートフォリオ・マネージャー)
(中略)

事業の内容

UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドは、1981年2月19日付でイングランドにおいて設立され、英国において、金融行為規制機構より、金融サービスおよび投資運用業務にかかる認可および規制を受けている。UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの一事業グループであるUBSアセット・マネジメントに属している。スイスのチューリッヒおよびバーゼルに本部を置くUBSは、個人、法人および機関投資家顧客に対してサービスを提供するグローバル企業であり、事業戦略として、投資銀行業務および資産運用業務に関するグローバルな専門知識と並んで、国際的なウェルス・マネジメント業務およびスイスにおける銀行業務を提供することに注力している。

(中略)

- (b) ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)(ポートフォリオ・マネージャー)

(中略)

事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレーションおよびスイス・ユニオン銀行の全資産および負債を承継した銀行であり、その一部門であるUBSアセット・マネジメントは、機関投資家向けの資産運用を行っている。

(後略)

(2)【関係業務の概要】

<訂正前>

- (a) UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(ポートフォリオ・マネージャー)
(中略)

- (b) ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)(ポートフォリオ・マネージャー)

(後略)

<訂正後>

- (a) UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(ポートフォリオ・マネージャー)
(中略)

- (b) ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)(ポートフォリオ・マネージャー)

(後略)